平成２６年（フ）第５１２０号
大阪府守口市金田町２丁目１番８号
破産者　月村和雄こと　宋　　琪祐
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３０６号
神戸市中央区中山手通７丁目２番５号　淳マンション301
破産者　福島　博志
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３０８号
大阪府豊中市蛍池北町２丁目４番２号、前住所大阪府豊中市日出町１丁目２番３―501号
破産者　西脇　　剛
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３５１号
大阪市城東区関目３丁目12番７号　メゾンドリュウ関目３Ｆ
破産者　上田　大輔
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３７３号
大阪市天王寺区上本町５丁目３番17―603号
破産者　花田　豊広
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４０５号
大阪府東大阪市稲葉２丁目５番48号スピカリヴェルテ605号、開始決定時の住所大阪府東大阪市花園西町１丁目２番20―701号
破産者　河路　忠弘
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４９８号
大阪市淀川区木川東１丁目５番23号
破産者　太田　正二
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５４１号
大阪府寝屋川市萱島信和町17番１―908号
破産者　渡部　　**廣**
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５５８４号
大阪市平野区平野南１丁目８番11号　エスポワールプラザ５ＦＡ
破産者　石川　友子（旧姓佐々木）
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９３号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目６番24号
破産者　水阪鶏肉店こと　和田　邦広
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９４号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目６番24号
破産者　和田　芳美
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５７１号
堺市北区常磐町３丁11番地５　ふぁみーゆ堺401号
破産者　北田　正義
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１００４号
大阪府羽曳野市学園前４丁目246番地の10
破産者　康野工務店こと康野修豪こと　康修豪
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３３１号
北九州市八幡東区川淵町２番２号
破産者　金子　　築
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６７８号
北九州市若松区東二島５丁目14番47号
破産者　上野　健二
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６７９号
北九州市若松区東二島５丁目14番47号
破産者　上野　　愛（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１２０号
鹿児島県鹿屋市東原町6008番地９
破産者　山口　満宏
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第４０２号
茨城県ひたちなか市東大島１丁目12番４号
破産者　宇佐美真純
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２２４号
神奈川県三浦市南下浦町金田276番地４
破産者　大庭竜三郎
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３０８号
山梨県甲府市美咲１丁目16番５号　メゾンみさき205、前住所山梨県甲府市朝日１丁目１番１号　メゾンド・アルドゥール314号
破産者　志村たい子（旧姓三浦）
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係